

一般社団法人日本くすりと糖尿病学会 認定薬剤師制度規程

第1章 総則

第1条 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度（以下「本制度」という）は、糖尿病薬物治療に関する十分な知識及び技能を有する薬剤師（研究員、教育者を含む）を養成し、国民の保険・医療・福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本くすりと糖尿病学会（以下「本学会」という）は、前条の目的を達成するため、この規程により糖尿病薬物療法認定薬剤師（以下「認定薬剤師」という）・糖尿病薬物療法准認定薬剤師（以下「准認定薬剤師」という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 認定薬剤師とは、糖尿病における薬物療法に関する十分な知識と技術を用いて、質の高い医療・教育・研究を行う者をいい、認定に必要な資格を有し、本学会の認定薬剤師認定審査に合格したものである。英名を **Certified diabetes medication therapy pharmacist** とする。

2 准認定薬剤師とは、糖尿病薬物療法に関する自己研鑽を積んだ薬剤師をいい、認定に必要な資格を有し、本学会の准認定薬剤師認定審査に合格したものである。

第2章 他の組織との連携

第4条 認定制度の運営に当たっては、必要に応じて、日本糖尿病学会、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会等と協議し、連携をはかることとする。

第3章 糖尿病薬物療法認定薬剤師・准認定薬剤師の認定

第1節 認定薬剤師・准認定薬剤師を認定する委員会

<認定委員会>

第5条 認定薬剤師・准認定薬剤師の認定に関する事項の審議は、糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度認定委員会（以下「認定委員会」という）が行う。

第6条 認定委員会は、次の各項について審議する。

- 1) 認定薬剤師・准認定薬剤師の認定およびその更新の審議に関すること。
- 2) 認定薬剤師・准認定薬剤師の認定およびその更新の実施に関すること。

第7条 認定委員会は、理事長が原則として本学会理事の中から選任し、理事会の議を経て委嘱した委員をもって構成される。

第8条 認定委員会の構成および運営については、細則に定める。

第2節 認定薬剤師・准認定薬剤師の認定における試験を実施する委員会

＜試験委員会＞

第9条 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度試験委員会（以下「試験委員会」という）は糖尿病薬物療法認定薬剤師制度における認定試験の実施に関するすべての業務を行う。

第10条 試験委員会は、理事長が会員の中から選任し、理事会の議を経て委嘱した委員をもって構成される。

第11条 試験委員会の構成および運営については、細則に定める。

第4章 認定資格の取得条件

第12条 認定薬剤師の受験を申請する者は、申請時に次の各項に定める受験資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 本学会が認定した准認定薬剤師として2年以上継続して本学会会員であること。
- (3) 本学会が示す習得単位が、受験年の直近2年間で20単位以上あること。
- (4) 本学会において、筆頭発表者として1回以上の学会発表があること。
- (5) 直近5年間の自験例を10例有すること。または、糖尿病に関連した原著論文が3報以上（うち1報以上は筆頭者）あること。
- (6) 本学会が開催するアドバンスト編技能研修のすべての種類（過去5年以内）に参加していること。

第13条

第12条の条件を満たし、認定試験（筆記試験）に合格した者は、認定薬剤師の認定を申請できる。

第14条

本学会が認定した准認定薬剤師として2年以上継続して本学会会員であり、日本糖尿病療養指導士（CDEJ）認定を受け5年以上継続している者は第12条（5）を免除するものとする。

第15条 准認定薬剤師の受験を申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 薬剤師歴 5年以上、申請時において2年以上本学会会員であること。
- (3) 本学会が示す単位基準の修得単位が、申請時の直近3年間で30単位以上あること。

- (4) 上記(3)において、日本糖尿病療養指導士(CDEJ) 地域糖尿病療養指導士(CDEL)、日本医療薬学会認定薬剤師、同薬物療法認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システムレベル5 以上、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師のいずれかを取得している者は、本学会が示す単位基準の習得単位が、申請時の直近3年間で20単位以上あること。
- (5) 本学会が開催する基礎編技能研修のすべての種類(過去5年以内)に参加していること。

第16条 申請者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。審査料については細則に定める。

第5章 糖尿病薬物療法認定薬剤師・准認定薬剤師の認定の更新

第17条 本学会は、認定薬剤師・准認定薬剤師のレベル保持のため、更新制を施行する。

第18条 本学会の認定を受けた認定薬剤師・准認定薬剤師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第19条 認定薬剤師の認定を更新申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 継続的に本学会会員であること。
- (3) 本学会が示す単位基準の修得単位が、認定期間中に50単位以上あること。
- (4) 本学会において、学会発表が認定期間中に1回以上(筆頭発表者)あること。
- (5) 認定期間中に行った自験例を10例以上と日本くすりと糖尿病学会主催のアドバンス編技能研修のすべての種類(過去5年以内)を受講していること。自験例を提出できない場合には、申請単位分の他に原著論文3報(共著可)ないしは認定薬剤師として十分な活動実態(本学会が主催する研修会の企画・設営やファシリテーターなど運営協力の実績など)を有していること。

第20条 准認定薬剤師の認定を更新申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 継続的に本学会会員であること。
- (3) 本学会が示す単位基準の修得単位が、認定期間中に50単位以上あること。
- (4) 本学会が開催する基礎編技能研修のすべての種類(過去5年以内)または基礎編技能研修とかさならないアドバンス編技能研修会に参加していること。

第6章 認定薬剤師・准認定薬剤師の資格の喪失

第21条 認定薬剤師・准認定薬剤師は、次の各項の理由により、認定委員会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 認定薬剤師・准認定薬剤師の資格を辞退したとき。
- (2) 認定薬剤師・准認定薬剤師の認定の更新をしなかったとき。
- (3) 日本国の薬剤師免許を喪失、もしくは返上、取り消されたとき。
- (4) 本学会を退会したとき。

第22条 認定薬剤師・准認定薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会の審議を経て、理事長がその認定を取り消すことがある。

第7章 特例処置

第23条 本章に定める糖尿病薬物療法認定薬剤師特例処置は、別に定める。

第8章 規程の見直し、変更

第24条 この規程については、理事会の議決を経て変更することができる。

第9章 補則

第25条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

この規則は、2015年5月20日から施行する。

認定薬剤師の申請に関して、2020年までは旧規定での申請を認めることとする。

2015年5月20日施行

2016年7月1日改定(第12条改定)

2016年10月28日改定(第19条改訂)

2017年9月16日改定(第12, 14, 15, 19, 20条改訂)